

スクール規約

第1条（名称および所在地）

本スクールは、レイクスバスケットボールスクール(以下当スクールという)と称し、株式会社滋賀レイクスターズが主催、監修、運営をし、本部事務所を当社（天津市におの浜4-7-5オブテックスにおの浜ビル3F）内に置きます。

第2条（目的）

当スクールは、専任コーチ制による一貫指導により、バスケットボールおよび運動競技全般の技術の向上および普及に努めると共に、スポーツへの正しい理解を深め健全な心身の育成を図り、地域のスポーツ振興に寄与することを目的とします。

第3条（構成）

当スクールは、ピギナークラス(4歳～6歳)、エンジョイクラス（小学校1～6年生）、チャレンジクラス(小学校3～6年生)、エリートクラス（小学校3～6年生）、U15Next（中学1～3年生）の5種類のカテゴリで構成されます。エリートクラスについては、講師の推薦が必要など別途基準を設けています。

第4条（入会資格及び手続き）

当スクールに入会できる者は、本規約に賛同した者とし、スポーツを行うに適した健康状態であり、当スクールが入会に適すると認めた者（以下スクール生という）とします。又、親権者の許可を条件とし、所定の入会申込書及び誓約書に必要事項を記入捺印し、提出することとします。

第5条（暴力団等反社会的勢力の排除）

スクール生（親権者）は、入会に際し、スクール生の親権者及び関係者が暴力団、暴力団員など反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約することとします。スクール生の親権者及び関係者が暴力団、暴力団員など反社会的勢力に属すると反映した場合、催告することなく、当該スクール生を退会させることができます。

第6条（入会金、事務手数料等）

会員は、別に定める入会金、事務手数料、を所定の期日までに納入するものとします。一旦納入した各費用は、不可抗力による場合を除いてはお返しいたしません。年度途中（10月～3月）の場合は事務手数料の50%をお支払いいただきます。

第7条（費用の支払い方法）

本規約に基づく費用等の支払い方法は、スクール生（保護者）の任意の銀行預金口座から毎月27日（27日が銀行休業日の場合は翌営業日）の引落により支払うものとし、毎月残高不足がないように、引落日前日までに入金するものとします。引落ができなかった場合は、当スクールが設定する期限までに現金での支払い、または当スクール指定口座へ振込むこととなります。その際の金融機関への振込手数料（消費税含む）は会員負担とします。誤って入金した場合の返金にかかる手数料も同様とします。

第8条（会費の滞納）

スクール生が3ヶ月、会費の納入を怠ったときは、退会いただくこととします。

第9条（遵守事項）

会員は本規約を遵守すると共に、スクール会場での諸規則に従うものとします。

第10条（活動期間）

当スクールの活動期間は、原則として毎年4月から翌年3月末までの1年間とします。スクール回数は、原則として月4回とします。また、当スクール都合による休講などについては、極力振替日を設けることとしますが、その決定及び日程調整は当スクールに一任するものとします。

第11条（届出事項の変更）

会員は、当スクールに届出た住所、電話番号等について変更があった場合、遅滞なく当スクール届出るものとします。尚、前述の届出がないため当スクールからの通知または送付書類、その他のものが延着または到着しなかった場合については、通常期日に到着したものとみなし、当スクールは一切責任を負わないものとします。

第12条（入会）

入会日は毎月1日受講開始日とします。月途中の入会も認めますが、会費は入会月よりかかります。

第13条（退会）

会員が会員都合により退会する場合は、指定の申込フォーム（大津校のみ所定の届出用紙）により退会を希望する月の前月末日（大津校のみ前月10日）までに当スクールに退会届を提出し、当スクールの承認を得るものとします。退会手続きが完了していない場合は届出を受けた翌月末が退会日となることから、会費の引き落としを行います。一旦退会した会員が再入会する場合、再入会金を支払うものとします。（事務手数料も同様の扱いとする）

第14条（休会）

会員が会員都合により休会する場合は、指定の申込フォーム（大津校のみ所定の届出用紙）により、休会を希望する前月末日（大津校のみ前月10日）までに当スクールに休会届を提出し、当スクールの承認を得るものとします。ただし、前月末日から休会希望月初回スクール開催予定日までに突発的な傷害により1ヶ月以上休む場合はこの限りではなく、休会希望月初回スクール開催予定日までに指定の申込フォーム（大津校のみ所定の届出用紙）により当スクールに休会届を提出し、当スクールの承認を得るものとします。また、休会中は月謝の30%を引き落としいたします。事務手数料については、所定どおり引き落としいたします。

第15条（復帰）

休会した会員が復帰する場合は、指定の申込フォーム（大津校のみ所定の届出用紙）に復帰希望月を記入し、速やかに当スクールの承認を得るものとします。休会した会員が復帰した場合、復帰日より月払いにて100%の会費を支払うものとしま

す。

第16条（継続）

当スクールまたはスクール生より退会の意思がない場合は、原則年度を越えた場合も継続入会することとします。ただし、選考が必要となるエリートクラス、U15Nextに関してはその段階で実施されるテストに合格した者とします。

第17条（保険）

スクール生は入会手続き完了後、当スクールの定める保険に加入となります。加入手続きは当スクールが行い、保険料負担は事務手数料を原資として当スクールが負うものとします。傷害事故の場合における補償は加入する保険会社の約款通りとなります。

第18条（負傷時の処置）

スクール生が練習時または試合時に負傷した場合には当スクールが応急処置を施します。ただしその後の治療、入院、通院等については各家庭で責任を持って行うものとし、当スクールは一切責任を負わないものとします。

第19条（除名）

スクール生（親権者含む）が、次の事項等に該当するとき、その他当スクールが会員として不適格と判断した者に対し、当スクール会員より除名することができるものとします。

- ・本規約に違反したとき又は違反したと判断したときスクールの名誉と品格を著しく毀損したとき
- ・事務手数料や会費、諸費用等を3ヶ月以上滞納したとき

第20条（休講・閉鎖）

当スクールは、天災地変、社会情勢の変化、その他当クラブの存続を困難とする事由が生じたときは、無条件に休講もしくは閉鎖することができるものとします。

第21条（免責）

スクール生は、当スクールにおける盗難、傷害その他の事故について、当スクールに対し何ら損害賠償を求めず、当スクールは賠償しないものとします。

第22条（写真・映像の使用）

当スクールの活動風景を撮影した写真および映像を滋賀レイクスターズのホームページ、各種SNS、その他プロモーション等に使用する場合があります。

第23条（個人情報）

滋賀レイクスターズは、ご提供いただいた個人情報につきましては、上記利用目的を達成するため、業務委託先又は提携先に預託する場合がございます。また、法令等に基づき、裁判所・警察機関などの公的機関から開示の要請があった場合には、当該公的機関に提供することがございます。

第24条（付則）

当スクールは必要に応じ、随時本規約を改正すると共に、本規約に関する事項又は本規約に定めのない事項について、細則を定めることができるものとします。尚、本規約の変更について当スクールより変更内容通知後又は、新会員規約を送付後にスクールに参加した場合、本規約に関する変更事項及び新会員規約を承認したものとみなします。

第25条（発効）

本規約は、2022年9月1日より発効するものとします。